

新 旧 表

ページ	現 行	改 正																																																				
P1	<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">土木工事工事費積算要領及び基準の運用</p> <p>土木工事工事費積算要領及び基準（平成 28 年 3 月 14 日付国官技第 347 号）第 4 の工事費積算要領及び基準の運用は、これに定める。</p>	<p style="text-align: right;">別 紙</p> <p style="text-align: center;">土木工事工事費積算要領及び基準の運用</p> <p>土木工事工事費積算要領及び基準（<u>令和 8 年 2 月 27 日付国官技第 454 号</u>）第 4 の工事費積算要領及び基準の運用は、これに定める。</p>																																																				
P4	<p>1) 局設定単価による場合</p> <p>(イ) 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、<del>新</del>土木工事積算システムに登録する単価である。</p>	<p>1) 局設定単価による場合</p> <p>(イ) 局設定単価は、毎月、本局担当課において決定し、土木工事積算システムに登録する単価である。</p>																																																				
P9	<p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <p>a. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)<del>、光ケーブルの購入</del></p>	<p>(イ) 下記に掲げる費用は対象額に含めない。</p> <p>a. 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)</p>																																																				
P11	<p>(注) (イ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)<del>、光ケーブルの購入費</del>をいう。</p>	<p>(注) (イ) 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)をいう。</p>																																																				
P22	<p style="text-align: center;">表 3. 1 基本運賃表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貨物自動車規格</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>20km まで (円)</th> <th>50km まで (円)</th> <th>100km まで (円)</th> <th>150km まで (円)</th> <th>200km まで (円)</th> <th>200km を超え 20km までを増す毎に (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">20 t 車以上 30t 車まで</td> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td rowspan="5">71,000</td> <td rowspan="5">87,000</td> <td rowspan="5">112,000</td> <td rowspan="5">137,000</td> <td rowspan="5">163,000</td> <td rowspan="5">10,200</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深 0.6m 幅 2.0m</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td>深 1.2m 幅 2.0m</td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm</td> </tr> <tr> <td>油圧式杭圧入引抜機</td> <td>鋼矢板 II・III・IV 型用</td> </tr> </tbody> </table>	貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20km までを増す毎に (円)	20 t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200	スタビライザ	深 0.6m 幅 2.0m	スタビライザ	深 1.2m 幅 2.0m	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板 II・III・IV 型用	<p style="text-align: center;">表 3. 1 基本運賃表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貨物自動車規格</th> <th>機械名</th> <th>規格</th> <th>20km まで (円)</th> <th>50km まで (円)</th> <th>100km まで (円)</th> <th>150km まで (円)</th> <th>200km まで (円)</th> <th>200km を超え 20km までを増す毎に (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">20 t 車以上 30t 車まで</td> <td>路面切削機</td> <td>2.0m</td> <td rowspan="5">71,000</td> <td rowspan="5">87,000</td> <td rowspan="5">112,000</td> <td rowspan="5">137,000</td> <td rowspan="5">163,000</td> <td rowspan="5">10,200</td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td><del>幅 2.0m</del> <del>深 0.6m</del></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td><del>幅 2.0m</del> <del>深 1.2m</del></td> </tr> <tr> <td>スタビライザ</td> <td><del>幅 2.0m</del> <del>深 0.4m</del></td> </tr> <tr> <td>自走式破砕機</td> <td>クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm</td> </tr> </tbody> </table>	貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20km までを増す毎に (円)	20 t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200	スタビライザ	<del>幅 2.0m</del> <del>深 0.6m</del>	スタビライザ	<del>幅 2.0m</del> <del>深 1.2m</del>	スタビライザ	<del>幅 2.0m</del> <del>深 0.4m</del>	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm
貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20km までを増す毎に (円)																																														
20 t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200																																														
	スタビライザ	深 0.6m 幅 2.0m																																																				
	スタビライザ	深 1.2m 幅 2.0m																																																				
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm																																																				
	油圧式杭圧入引抜機	鋼矢板 II・III・IV 型用																																																				
貨物自動車規格	機械名	規格	20km まで (円)	50km まで (円)	100km まで (円)	150km まで (円)	200km まで (円)	200km を超え 20km までを増す毎に (円)																																														
20 t 車以上 30t 車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200																																														
	スタビライザ	<del>幅 2.0m</del> <del>深 0.6m</del>																																																				
	スタビライザ	<del>幅 2.0m</del> <del>深 1.2m</del>																																																				
	スタビライザ	<del>幅 2.0m</del> <del>深 0.4m</del>																																																				
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm																																																				

新 旧 表

バック ハウ (超ロ ングア ーム 型)	山積 0.4m <sup>3</sup> <del>平積 0.3</del> <del>m<sup>3</sup></del>							
各種	—							

(注) 1. 450km を超える場合は別途考慮する。  
2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。

表 3. 2 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車 種	機 械 質 量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50 (27.00)	( )内は排出ガス対策型(2014年規制)の場合の機械質量
スタビライザ (路床改良用)	深 0.6m 幅 2.0m	R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深 1.2m 幅 2.0m	R	24.70	
自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm	R	30.00	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70	
バックハウ (超ロングアーム型)	山積 0.4 m <sup>3</sup> <del>平積 0.3 m<sup>3</sup></del>	R	22.00	

(注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。  
2. 車載のRはトレーラである。  
3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

油圧式 杭圧入 引抜機	鋼矢板 10H・25H・ 45H・50H 型用							
油圧式 杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・ Ⅲ・Ⅳ型用							
バック ハウ (超ロ ングア ーム 型)	バック容 量 0.3m <sup>3</sup>							
バック ハウ (超ロ ングア ーム 型)	バック容 量 0.4m <sup>3</sup>							
バック ハウ (超ロ ングア ーム 型)	バック容 量 0.45m <sup>3</sup>							
各種	—							

(注) 1. 450km を超える場合は別途考慮する。  
2. 誘導車、誘導員の費用は含んでいる。

表 3. 2 建設機械運搬方法

機 械 名	規 格	車 載		備 考
		車 種	機 械 質 量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50 (27.00)	( )内は排出ガス対策型(2014年規制)の場合の機械質量

新 旧 表

	スタビライザ (路床改良用)	幅2.0m 深0.6m	R	23.00	
	スタビライザ (路床改良用)	幅2.0m 深1.2m	R	24.70	
	<u>スタビライザ</u> (路盤再生用)	幅2.0m 深0.4m	<u>R</u>	<u>22.50</u>	
	自走式破砕機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm	R	30.00	
	<u>油圧式杭圧入引抜機</u>	<u>鋼矢板10H・25H・45H・50H型用</u>	<u>R</u>	<u>21.80</u>	
	油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型用	R	29.70	
	<u>バ ッ ク ホ ウ</u> (超ロングアーム型)	<u>バケツ容量0.3m3</u>	<u>R</u>	<u>26.10</u>	
	バ ッ ク ホ ウ (超ロングアーム型)	バケツ容量0.4m3	R	22.00	
	<u>バ ッ ク ホ ウ</u> (超ロングアーム型)	<u>バケツ容量0.45m3</u>	<u>R</u>	<u>22.00</u>	

(注) 1. 貨物自動車による運搬を計上する。  
2. 車載のRはトレーラである。  
3. 本表に掲載のある建設機械については、分解組立の必要はない。

P23	基本運賃表 (単位：円/t)						
	製品長 距離	12m以内		12m超～ 15m以内		15m超	
	10 kmまで	4,350	(3,410)	4,800	(4,030)	7,010	(5,180)
	20 "	4,660	(3,570)	5,170	(4,240)	7,470	(5,510)
	30 "	5,000	(3,850)	5,480	(4,510)	7,990	(5,860)
	40 "	5,380	(4,070)	5,900	(4,760)	8,490	(6,190)
	50 "	5,750	(4,420)	6,310	(5,140)	9,040	(6,630)
	60 "	6,120	(4,700)	6,760	(5,490)	9,590	(7,060)
	70 "	6,540	(5,070)	7,180	(5,890)	10,100	(7,520)
	80 "	6,900	(5,330)	7,570	(6,190)	10,600	(7,900)
	90 "	7,220	(5,610)	7,940	(6,520)	11,100	(8,310)
	100 "	7,620	(5,900)	8,380	(6,840)	11,700	(8,750)
	110 "	7,960	(6,250)	8,730	(7,200)	12,200	(9,180)
	120 "	8,300	(6,490)	9,080	(7,470)	12,700	(9,550)

	基本運賃表 (単位：円/t)						
	製品長 距離	12m以内		12m超～ 15m以内		15m超	
	10 kmまで	<u>4,530</u>	<u>(4,210)</u>	<u>4,970</u>	<u>(4,660)</u>	<u>7,480</u>	<u>(6,450)</u>
	20 "	<u>4,690</u>	<u>(4,380)</u>	<u>5,230</u>	<u>(4,950)</u>	<u>7,950</u>	<u>(6,810)</u>
	30 "	<u>5,010</u>	<u>(4,710)</u>	<u>5,570</u>	<u>(5,190)</u>	<u>8,450</u>	<u>(7,180)</u>
	40 "	<u>5,340</u>	<u>(4,990)</u>	<u>5,920</u>	<u>(5,570)</u>	<u>8,940</u>	<u>(7,620)</u>
	50 "	<u>5,690</u>	<u>(5,340)</u>	<u>6,320</u>	<u>(5,870)</u>	<u>9,490</u>	<u>(8,020)</u>
	60 "	<u>6,050</u>	<u>(5,610)</u>	<u>6,750</u>	<u>(6,270)</u>	<u>10,000</u>	<u>(8,480)</u>
	70 "	<u>6,470</u>	<u>(6,060)</u>	<u>7,180</u>	<u>(6,640)</u>	<u>10,600</u>	<u>(8,950)</u>
	80 "	<u>6,820</u>	<u>(6,340)</u>	<u>7,570</u>	<u>(7,050)</u>	<u>11,100</u>	<u>(9,450)</u>
	90 "	<u>7,190</u>	<u>(6,750)</u>	<u>8,000</u>	<u>(7,380)</u>	<u>11,800</u>	<u>(9,910)</u>
	100 "	<u>7,610</u>	<u>(7,000)</u>	<u>8,450</u>	<u>(7,770)</u>	<u>12,400</u>	<u>(10,300)</u>
	110 "	<u>8,010</u>	<u>(7,460)</u>	<u>8,880</u>	<u>(8,200)</u>	<u>13,000</u>	<u>(10,900)</u>
	120 "	<u>8,350</u>	<u>(7,560)</u>	<u>9,250</u>	<u>(8,450)</u>	<u>13,600</u>	<u>(11,300)</u>

新 旧 表

130	〃	8,700	(6,780)	9,510	(7,790)	13,300	(9,940)	130	〃	<u>8,770</u>	<u>(8,170)</u>	<u>9,700</u>	<u>(8,950)</u>	<u>14,200</u>	<u>(11,900)</u>
140	〃	9,040	(7,020)	9,850	(8,060)	13,800	(10,300)	140	〃	<u>9,160</u>	<u>(8,280)</u>	<u>10,000</u>	<u>(9,250)</u>	<u>14,800</u>	<u>(12,300)</u>
150	〃	9,370	(7,290)	10,200	(8,360)	14,400	(10,700)	150	〃	<u>9,470</u>	<u>(8,660)</u>	<u>10,400</u>	<u>(9,480)</u>	<u>15,400</u>	<u>(12,700)</u>
160	〃	9,820	(7,530)	10,600	(8,630)	14,900	(11,000)	160	〃	<u>9,870</u>	<u>(8,860)</u>	<u>10,800</u>	<u>(9,850)</u>	<u>15,900</u>	<u>(13,100)</u>
170	〃	10,000	(7,790)	10,900	(8,910)	15,400	(11,400)	170	〃	<u>10,200</u>	<u>(9,270)</u>	<u>11,200</u>	<u>(10,100)</u>	<u>16,600</u>	<u>(13,700)</u>
180	〃	10,300	(8,020)	11,200	(9,180)	15,800	(11,700)	180	〃	<u>10,500</u>	<u>(9,340)</u>	<u>11,600</u>	<u>(10,400)</u>	<u>17,100</u>	<u>(14,000)</u>
190	〃	10,700	(8,290)	11,800	(9,470)	16,800	(12,100)	190	〃	<u>10,900</u>	<u>(9,780)</u>	<u>12,100</u>	<u>(10,700)</u>	<u>17,900</u>	<u>(14,600)</u>
200	〃	11,100	(8,560)	12,100	(9,780)	17,300	(12,500)	200	〃	<u>11,400</u>	<u>(10,000)</u>	<u>12,600</u>	<u>(11,000)</u>	<u>18,600</u>	<u>(15,000)</u>
200 kmを超え 20 kmまでを増 すごとに		677	( 447)	802	( 558)	1,080	( 738)	200 kmを超え 20 kmまでを増 すごとに		<u>780</u>	<u>( 665)</u>	<u>925</u>	<u>( 764)</u>	<u>1,330</u>	<u>( 1,050)</u>

(注) 1. 北海道・東北・北陸・~~中国・四国・九州~~・沖縄の7地方整備局等は( )内の運賃を適用する。ただし、沖縄については、100km以下のみ適用とし、100kmを超える場合は別途考慮する。  
2. 発地・着地で地方整備局が異なる場合は、発注機関の存在する整備局を適用する。  
3. 敷鉄板については、敷鉄板設置撤去工で積上げた敷鉄板を対象とする。  
4. 誘導車、誘導員が必要な場合については、別途計上する。

P25	表5.1 適用建設機械		表5.1 適用建設機械	
	機 械 区 分	適 用 建 設 機 械	機 械 区 分	適 用 建 設 機 械
	ブ ル ド ー ザ	ブルドーザ (リッパ装置付を含む) 普通 21 t 級以上～44 t 級以下 湿地 20 t 級以上～28 t 級以下	ブ ル ド ー ザ	ブルドーザ (リッパ装置付を含む) 普通 <u>通称</u> 21 t 級以上～44 t 級以下 湿地 <u>通称</u> 20 t 級以上～28 t 級以下
	バ ッ ク ホ ウ 系	バックホウ (超ロングアーム型は除く) 山積 1.0 m <sup>3</sup> 以上～2.1 m <sup>3</sup> 以下 <del>(平積0.7 m<sup>3</sup>以上～1.5 m<sup>3</sup>以下)</del> 油圧クラムシェル・テレスコピック 平積 0.4 m <sup>3</sup> 以上～0.6 m <sup>3</sup> 以下	バ ッ ク ホ ウ 系	バックホウ (超ロングアーム型は除く) <u>バケット容量</u> 1.0m <sup>3</sup> 以上～2.1m <sup>3</sup> 以下 油圧クラムシェル・テレスコピック <u>バケット容量 (平積)</u> 0.4m <sup>3</sup> 以上～0.6m <sup>3</sup> 以下
	ク ロー ラ ク レ ー ン 系	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型] 吊り能力 16 t 以上～300 t 以下 クラムシェル [油圧ロープ式] 平積 0.6 m <sup>3</sup> 以上～3.0 m <sup>3</sup> 以下 パイプロハンマ [クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 50～55 t 吊]	ク ロー ラ ク レ ー ン 系	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ 機械駆動式ウインチ・ラチスジブ型] <u>最大吊上能力</u> 16 t 以上～300 t 以下 クラムシェル [油圧ロープ式] <u>バケット容量 (平積)</u> 0.6m <sup>3</sup> 以上～3.0m <sup>3</sup> 以下 パイプロハンマ [クローラクレーン・油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・ <u>最大吊上能力</u> 50～55 t 吊]
	ト ラ ッ ク ク レ ー ン 系	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] オールテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] 吊り能力 100 t 以上～550 t 以下	ト ラ ッ ク ク レ ー ン 系	トラッククレーン [油圧伸縮ジブ型] オールテレーンクレーン [油圧伸縮ジブ型] <u>最大吊上能力</u> 100 t 以上～550 t 以下
ク ロー ラ 式 杭 打 機	ディーゼルハンマ (防音カバー装置除く)	ク ロー ラ 式 杭 打 機	ディーゼルハンマ (防音カバー装置除く) 油圧ハンマ	

新 旧 表

		油圧ハンマ アースオーガ（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20 t 以上～150 t 以下			アースオーガ（二軸同軸式を含む） ディーゼルハンマ・アースオーガ併用 モンケン・アースオーガ併用 鋼管ソイルセメント杭打機 アースオーガ併用圧入杭打機 アースオーガ中掘式 機械質量 20 t 以上～150 t 以下
	オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000 mm以下 オールケーシング掘削機〔スキッド式〕 掘削径 2,000 mm以下		オールケーシング掘削機	オールケーシング掘削機〔クローラ式〕 掘削径 2,000 mm以下 オールケーシング掘削機〔スキッド式〕 掘削径 2,000 mm以下
	地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下		地盤改良機械	中層混合処理機 機械質量 20t 以上～120t 以下
		サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属機器除く） 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機 機械質量 20 t 以上～180 t 以下			サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機（付属機器除く） 深層混合処理機 プレファブリケイティッドバーチカルドレーン打機 機械質量 20 t 以上～180 t 以下
	トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20 t 以上～60 t 以下		トンネル用機械	自由断面トンネル掘削機 ドリルジャンボ コンクリート吹付機 機械質量 20 t 以上～60 t 以下

P26	表5.2 クレーンの規格選定				表5.2 クレーンの規格選定			
	機械区分	規格	分解組立用クレーン		機械区分	規格	分解組立用クレーン	
			機械名	規格			機械名	規格
	バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)〕	25t吊	バックホウ系 オールケーシング掘削機 (クローラ式) トンネル用機械	表5.1参照	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)〕	最大吊上能力 25t吊
	ブルドーザ	21t級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制)〕	25t吊	ブルドーザ	21t級以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2011年規制)〕	最大吊上能力 25t吊
		44t級以下						
	地盤改良機械	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)〕	25t吊	地盤改良機械	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)〕	最大吊上能力 25t吊
		質量120t以下						
	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)〕	60t吊	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機	質量60t以下	ラフテレーンクレーン 〔油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制)〕	最大吊上能力 60t吊
		質量120t以下						

新 旧 表

新				旧			
	深層混合処理機 プレアブリケイティッドパーチカルドレン 打機	質量 180t 以下			深層混合処理機 プレアブリケイティッドパーチカルドレン 打機	質量 180t 以下	
クローラクレーン系	35 t 吊以下 (クラムシエル 平積 0.6 m <sup>3</sup> 含む)	ラフテレーンクレーン [ 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) ]	25 t 吊	クローラクレーン系	35 t 吊以下 (クラムシエル 平積 0.6m <sup>3</sup> 含む)	ラフテレーンクレーン [ 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) ]	<u>最大吊上能力</u> 25 t 吊
	80 t 吊以下 (クラムシエル 平積 2.0 m <sup>3</sup> 以下含む)				80 t 吊以下 (クラムシエル 平積 2.0m <sup>3</sup> 以下含む)		
クローラクレーン系	150 t 吊以下 (クラムシエル 平積 3.0 m <sup>3</sup> 以下含む)	ラフテレーンクレーン [ 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準) ]	60 t 吊	クローラクレーン系	150 t 吊以下 (クラムシエル 平積 3.0m <sup>3</sup> 以下含む)	ラフテレーンクレーン [ 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (第3次基準) ]	<u>最大吊上能力</u> 60 t 吊
	300 t 吊以下				300 t 吊以下		
トラッククレーン系	表 5.1 参照	ラフテレーンクレーン [ 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) ]	70 t 吊	トラッククレーン系	表 5.1 参照	ラフテレーンクレーン [ 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) ]	<u>最大吊上能力</u> 70 t 吊
	200t 吊以上 360t 吊以下 550t 吊以下	リフター[せり上げ能力]	50t		200t 吊以上 360t 吊以下 550t 吊以下	リフター[せり上げ能力]	50t
クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン [ 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) ]	60 t 吊	クローラ式杭打機	質量 60 t 以下	ラフテレーンクレーン [ 油圧伸縮ジブ型 排出ガス対策型 (2014年規制) ]	<u>最大吊上能力</u> 60 t 吊
	質量 100 t 以下				質量 100 t 以下		
	質量 150 t 以下				質量 150 t 以下		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表 5.1 参照	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型 (2014年規制)]	70~90t 吊	オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表 5.1 参照	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型 (2014年規制)]	<u>最大吊上能力</u> 70~90t 吊
	〔本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型 (2014年規制)] 70~90t 吊を使用する場合〕				〔本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型 (2014年規制)] 70~90t 吊を使用する場合〕		
オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表 5.1 参照	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型 (2014年規制) ]	100t 吊	オールケーシング掘削機 [スキッド式]	表 5.1 参照	クローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型 (2014年規制) ]	<u>最大吊上能力</u> 100t 吊
	〔本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型 (2014年規制)] 100t 吊を使用する場合〕				〔本体工事でクローラクレーン [油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型 (2014年規制)] 100t 吊を使用する場合〕		

新 旧 表

		[工事中・排出ガス対策型 (2014年規制)] 100t吊 を使用する場合										[(2014年規制)] <u>最大吊上 能力</u> 100t吊を使用する場 合										
		(注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは賃料とし、クローラクレーンは損料とする。												(注) 1. ラフテレーンクレーン、リフターは賃料とし、クローラクレーンは損料とする。								
P27	表5.3 歩 掛											表5.3 歩 掛										
	機 械 区 分	規 格	労務歩掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組 立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組 立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)	機 械 区 分	規 格	労務歩掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組 立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組 立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)	機 械 区 分	規 格	労務歩掛 特殊作業員 (人) 〔分解+組 立〕	クレーン 運転歩掛 (日) 〔分解+組 立〕	運搬費 等 率 (%)	諸 雑 費 率 (%)				
ブルドーザ	21t級以下	2.8	2.1	155	21	ブルドーザ	21t級以下	2.8	2.1	155	21	ブルドーザ	21t級以下	2.8	2.1	155	21					
	44t級以下	4.6	3.4	153	21		44t級以下	4.6	3.4	153	21		44t級以下	4.6	3.4	153	21					
バックホウ系	山積1.4m <sup>3</sup> 以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4m <sup>3</sup> 以上 0.6m <sup>3</sup> 以下含む	2.7	1.4	250	24	バックホウ系	<u>バケット容量</u> 1.5m <sup>3</sup> 以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4m <sup>3</sup> 以上 0.6m <sup>3</sup> 以下含む	2.7	1.4	250	24	バックホウ系	<u>バケット容量</u> 1.5m <sup>3</sup> 以下 油圧クラムシェル ・テレスコピック 0.4m <sup>3</sup> 以上 0.6m <sup>3</sup> 以下含む	2.7	1.4	250	24					
	山積2.1m <sup>3</sup> 以下	4.5	2.3	256	25		<u>バケット容量</u> 2.1m <sup>3</sup> 以下	4.5	2.3	256	25		<u>バケット容量</u> 2.1m <sup>3</sup> 以下	4.5	2.3	256	25					
クローラクレーン系	35t吊以下 クラムシェル 平積0.6m <sup>3</sup> 含む	3.0	0.8	444	22	クローラクレーン系	35t吊以下 クラムシェル 平積0.6m <sup>3</sup> 含む	3.0	0.8	444	22	クローラクレーン系	35t吊以下 クラムシェル 平積0.6m <sup>3</sup> 含む	3.0	0.8	444	22					
	80t吊以下 クラムシェル 平積2.0m <sup>3</sup> 以下含む	5.5	1.5	434	21		80t吊以下 クラムシェル 平積2.0m <sup>3</sup> 以下含む	5.5	1.5	434	21		80t吊以下 クラムシェル 平積2.0m <sup>3</sup> 以下含む	5.5	1.5	434	21					
	150t吊以下 クラムシェル 平積3.0m <sup>3</sup> 以下含む	11.3	3.1	315	15		150t吊以下 クラムシェル 平積3.0m <sup>3</sup> 以下含む	11.3	3.1	315	15		150t吊以下 クラムシェル 平積3.0m <sup>3</sup> 以下含む	11.3	3.1	315	15					
	300t吊以下	20.5	5.7	313	15		300t吊以下	20.5	5.7	313	15		300t吊以下	20.5	5.7	313	15					
トラッククレーン系	120t吊以下	4.3	1.5	394	75	トラッククレーン系	120t吊以下	4.3	1.5	394	75	トラッククレーン系	120t吊以下	4.3	1.5	394	75					
	160t吊以下	5.7	1.9	409	78		160t吊以下	5.7	1.9	409	78		160t吊以下	5.7	1.9	409	78					
	360t吊以下	11.7	4.0	399	75		360t吊以下	11.7	4.0	399	75		360t吊以下	11.7	4.0	399	75					
	550t吊以下	20.9	7.1	401	76		550t吊以下	20.9	7.1	401	76		550t吊以下	20.9	7.1	401	76					
	200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使用す る場合)	11.0	2.7	392	83		200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使用す る場合)	11.0	2.7	392	83		200t吊以上 360t吊以下 (リフターを使用す る場合)	11.0	2.7	392	83					
	550t吊以下 (リフターを使用す る場合)	19.4	4.9	390	83		550t吊以下 (リフターを使用す る場合)	19.4	4.9	390	83		550t吊以下 (リフターを使用す る場合)	19.4	4.9	390	83					

新 旧 表

	クローラ式杭打機	60t 以下	8.6	2.1	163	2		クローラ式杭打機	550t吊以下 (リフターを使用する 場合)	19.4	4.9	390	83	
		100t 以下	15.5	3.7	164	2			クローラ式杭打機	60t 以下	8.6	2.1	163	2
		150t 以下	23.5	5.6	163	2				100t 以下	15.5	3.7	164	2
	オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5		オールケーシング掘削機 〔クローラ式〕	—	3.9	3.4	595	5	
	オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型(2014年規制)〕70~90t吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	490	4		オールケーシング掘削機 〔スキッド式〕	〔本体工事でクローラクレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型(2014年規制)〕 <u>最大吊上能力</u> 70~90t吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	490	4	
P28	地盤改良機械	中層混合処理機	〔本体工事でクローラレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型(2014年規制)〕100t吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	361	3	地盤改良機械	中層混合処理機	〔本体工事でクローラレーン〔油圧駆動式ウインチ・ラチスジブ型・基礎工事用・排出ガス対策型(2014年規制)〕 <u>最大吊上能力</u> 100t吊を使用する場合〕	4.9	11.9 (h)	361	3
			60t 以下	16.0	2.4	265	4			中層混合処理機	60t 以下	16.0	2.4	265
		120t 以下	41.2	6.3	211	3	サンドパイル打機 粉体噴射攪拌機		60t 以下		16.0	2.4	213	3
		60t 以下	16.0	2.4	213	3			深層混合処理機 プレアプリアケイティッドバーチカルドレン打機	120t 以下	41.2	6.3	211	3
		120t 以下	41.2	6.3	211	3	トンネル用機械			180t 以下	64.6	9.9	210	3
		180t 以下	64.6	9.9	210	3			トンネル用機械	—	5.4	2.0	582	8

新 旧 表

<p>P34</p>	<p>(ハ) 保安管理費</p> <p>火薬庫、火工品庫を設置する工事にあたっては、火薬類盗難防止の万全を期するため、必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。ただし、上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし、次式により算定する。</p> <p>保安管理費＝火薬庫類設置期間（月）×30日／月×普通作業員単価（昼間単価）</p> <p>（注）火薬庫類設置期間は火薬を使用する工種の設計工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。</p>	<p>(ハ) 保安管理費</p> <p>火薬庫、火工品庫等<del>等</del>を設置する工事にあたっては、火薬類盗難防止の万全を期するため、必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。ただし、上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし、次式により算定する。</p> <p>保安管理費＝火薬庫類設置期間（月）×30日／月×普通作業員単価（昼間単価）</p> <p>（注）火薬庫類設置期間は火薬を使用する工種の設計工程から求めるものとし、0.5ヶ月単位（2捨3入）とする。</p>
<p>P36</p>	<p>3. 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の項目及び内容</p> <p>1) 労務管理費</p> <p>現場労働者に係る次の費用とする。</p> <p>イ. 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）</p> <p>ロ. 慰安、娯楽及び厚生に要する費用</p> <p>ハ. 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用</p> <p>ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>ホ. 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p> <p>2) 安全訓練等に要する費用</p> <p>現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</p> <p>3) 租税公課</p> <p>固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>4) 保険料</p> <p>自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料</p> <p>5) 従業員給料手当</p> <p>現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与</p> <p>ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。</p> <p>6) 退職金</p> <p>現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>7) 法定福利費</p> <p>現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額<del>並びに建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</del></p> <p>8) 福利厚生費</p> <p>現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p>9) 事務用品費</p> <p>事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>10) 通信交通費</p>	<p>3. 現場管理費</p> <p>(1) 現場管理費の項目及び内容</p> <p>1) 労務管理費</p> <p>現場労働者に係る次の費用とする。</p> <p>イ. 募集及び解散に要する費用（赴任旅費及び解散手当を含む。）</p> <p>ロ. 慰安、娯楽及び厚生に要する費用</p> <p>ハ. 直接工事費及び共通仮設費に含まれない作業用具及び作業用被服の費用</p> <p>ニ. 賃金以外の食事、通勤等に要する費用</p> <p>ホ. 労災保険法等による給付以外に災害時には事業主が負担する費用</p> <p>2) 安全訓練等に要する費用</p> <p>現場労働者の安全・衛生に要する費用及び研修訓練等に要する費用</p> <p>3) 租税公課</p> <p>固定資産税、自動車税、軽自動車税等の租税公課。ただし、機械経費の機械器具等損料に計上された租税公課は除く。</p> <p>4) 保険料</p> <p>自動車保険（機械器具等損料に計上された保険料は除く。）工事保険、組立保険、法定外の労災保険、火災保険、その他の損害保険の保険料</p> <p>5) 従業員給料手当</p> <p>現場従業員の給料、諸手当（危険手当、通勤手当、火薬手当等）及び賞与</p> <p>ただし、本店及び支店で経理される派遣会社役員等の報酬及び運転者、世話役等で純工事費に含まれる現場従業員の給料等は除く。</p> <p>6) 退職金</p> <p>現場従業員に係る退職金及び退職給与引当金繰入額</p> <p>7) 法定福利費</p> <p>現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p><u>8) 建設業退職金共済契約に係る掛金</u></p> <p><u>建設業退職金共済制度に基づく事業主負担額</u></p> <p><u>9) 福利厚生費</u></p> <p>現場従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等福利厚生、文化活動等に要する費用</p> <p><u>10) 事務用品費</u></p>

新 旧 表

	<p>通信費、交通費及び旅費</p> <p>11) 交際費 現場への来客等の応対に要する費用</p> <p>12) 補償費 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費 ただし、臨時にして巨額なものは除く。</p> <p>13) 外注経費 工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費</p>	<p>事務用消耗品、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>11) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>12) 交際費 現場への来客等の応対に要する費用</p> <p>13) 補償費 工事施工に伴って通常発生する物件等の毀損の補修費及び騒音、振動、濁水、交通騒音等による事業損失に係る補償費 ただし、臨時にして巨額なものは除く。</p>
<p>P37</p>	<p>14) 工事登録等に要する費用 工事実績等の登録に要する費用</p> <p>15) 動力、用水光熱費 現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、水道、ガス等の費用（基本料金を含む。）</p> <p>16) 公共事業労務費調査に要する費用</p> <p>17) 雑費 1)から16)までに属さない諸費用</p>	<p>14) 外注経費 工事を専門工事業者等に外注する場合に必要となる経費</p> <p>15) 工事登録等に要する費用 工事実績等の登録に要する費用</p> <p>16) 動力、用水光熱費 現場事務所、試験室、労働者宿舍、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、水道、ガス等の費用（基本料金を含む。）</p> <p>17) 公共事業労務費調査に要する費用</p> <p>18) 雑費 1)から17)までに属さない諸費用</p>
<p>P44</p>	<p>1. 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）</p> <p>(2) 従業員給料手当 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与</p> <p>(3) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金</p> <p>(4) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(5) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用</p> <p>(6) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(7) 事務用品費</p>	<p>1. 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）</p> <p>(2) 従業員給料手当 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与</p> <p>(3) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金</p> <p>(4) 法定福利費 本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p>(5) 福利厚生費 本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用</p> <p>(6) 修繕維持費 建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等</p> <p>(7) 事務用品費</p>

新 旧 表

	<p>事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(8) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>(9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガス等の費用</p> <p>(10) 調査研究費 技術研究、開発等の費用</p> <p>(11) 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用</p> <p>(12) 交際費 本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用</p> <p>(13) 寄付金</p> <p>(14) 地代家賃 事務所、寮、社宅等の借地借家料</p> <p>(15) 減価償却費 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額</p> <p><del>(16) 試験研究費償却</del> <del>新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額</del></p> <p>(17) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</p>	<p>事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費</p> <p>(8) 通信交通費 通信費、交通費及び旅費</p> <p>(9) 動力、用水光熱費 電力、水道、ガス等の費用</p> <p>(10) 調査研究費 技術研究、開発等の費用</p> <p>(11) 広告宣伝費 広告、公告、宣伝に要する費用</p> <p>(12) 交際費 本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用</p> <p>(13) 寄付金</p> <p>(14) 地代家賃 事務所、寮、社宅等の借地借家料</p> <p>(15) 減価償却費 建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額</p> <p>(16) 開発費償却 新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額</p>
<p>P45</p>	<p>(18) 租税公課 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課</p> <p>(19) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料</p> <p>(20) 契約保証費 契約の保証に必要な費用</p> <p>(21) 雑費 電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p> <p>2. 付加利益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等</p> <p>(2) 株主配当金</p> <p>(3) 役員賞与（損金算入分を除く）</p> <p>(4) 内部留保金</p> <p>(5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3. 一般管理費等の算定 一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第3の工事原価ごとに求めた一般管理費等率</p>	<p>(17) 租税公課 不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課</p> <p>(18) 保険料 火災保険及びその他の損害保険料</p> <p>(19) 契約保証費 契約の保証に必要な費用</p> <p>(20) 雑費 電算等経費、社内打ち合せ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用</p> <p>2. 付加利益</p> <p>(1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等</p> <p>(2) 株主配当金</p> <p>(3) 役員賞与（損金算入分を除く）</p> <p>(4) 内部留保金</p> <p>(5) 支払利息及び割引料、支払保証料その他の営業外費用</p> <p>3. 一般管理費等の算定 一般管理費等は、1及び2の額の合計額とし、別表第3の工事原価ごとに求めた一般管理費等率</p>

新 旧 表

	<p>を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率 (Gp)</p> <p>なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4. 一般管理費等率の補正</p> <p><del>(1) 前払金の保証がある工事において、以下の事項に該当する場合に補正を行う。</del></p> <p><del>なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</del></p> <p>1) 前払金支出割合の相違による取扱い</p> <p>前払金支出割合が 35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第4の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>2) 契約の保証に必要な費用の取扱い</p> <p>前払金支出割合の相違による補正までを行った値に、別表第5の補正值を加算したものを一般管理費等とする。</p> <p>(2) 支給品等の取扱い</p> <p>資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(3) 自社製品の取扱い (プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合) について</p> <p>自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p>	<p>を当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。</p> <p>一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率 (Gp)</p> <p>なお、一般管理費等の算定上、対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p> <p>4. 一般管理費等率の補正</p> <p>(1) 前払金支出割合の相違による取扱い</p> <p>前払金支出割合が 35%以下の場合の一般管理費等率は、別表第4の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を別表第3で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。<u>なお、前払金の保証がない工事は、本補正の対象外である。</u></p> <p>(2) 契約の保証に必要な費用の取扱い</p> <p><u>別表第5の保証の方法ごとに定める補正值を別表第3で算定した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし、(1)の補正を行った場合は、その率に、別表第5の補正值を加算して得た率とする。</u></p> <p>(3) 支給品等の取扱い</p> <p>資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。</p> <p>(4) 自社製品の取扱い (プレテン桁、組立式橋梁、規格ゲート、標識等を製作専門メーカーに発注する場合) について</p> <p>自社製品であっても、他社製品と同様に一般管理費等の対象とする。</p>																
<p>P46</p>	<p>別表第3</p> <p style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等 率</p> <p>(1) 前払金支出割合が 35%を超え 40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="468 1291 1567 1474"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500 万円以 下</th> <th>500 万円を超え 30 億円以下</th> <th>30 億円を超えるも の</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等 率</td> <td>23.57%</td> <td>一般管理費等率算定式により算出され た率</td> <td>9.74%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式</p> <p>[一般管理費等率算定式]</p> <p><math>G_p = -4.97802 \times \text{LOG}(C_p) + 56.92101</math> (%)</p> <p>ただし、Gp: 一般管理費等率 (%)</p> <p>Cp: 工事原価 (円)</p> <p>(注) 1. Gpの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工 事 原 価	500 万円以 下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるも の	一般管理費等 率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出され た率	9.74%	<p>別表第3</p> <p style="text-align: center;">一 般 管 理 費 等 率</p> <p>(1) 前払金支出割合が 35%を超え 40%以下の場合</p> <table border="1" data-bbox="1676 1291 2775 1474"> <thead> <tr> <th>工 事 原 価</th> <th>500 万円以 下</th> <th>500 万円を超え 30 億円以下</th> <th>30 億円を超えるも の</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等 率</td> <td><u>25.13%</u></td> <td>一般管理費等率算定式により算出され た率</td> <td><u>10.63%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 算定式</p> <p>[一般管理費等率算定式]</p> <p><math>G_p = -5.21826 \times \text{LOG}(C_p) + 60.08343</math> (%)</p> <p>ただし、Gp: 一般管理費等率 (%)</p> <p>Cp: 工事原価 (円)</p> <p>(注) 1. Gpの値は、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p> <p>2. 対象とする工事原価については、「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 1)率計算による部分の(ニ)」及び「第2章 ②間接工事費 2. 共通仮設費 (2) 算定方法 5)間接工事費等の項目別対象表」を参照のこと。</p>	工 事 原 価	500 万円以 下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるも の	一般管理費等 率	<u>25.13%</u>	一般管理費等率算定式により算出され た率	<u>10.63%</u>
工 事 原 価	500 万円以 下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるも の															
一般管理費等 率	23.57%	一般管理費等率算定式により算出され た率	9.74%															
工 事 原 価	500 万円以 下	500 万円を超え 30 億円以下	30 億円を超えるも の															
一般管理費等 率	<u>25.13%</u>	一般管理費等率算定式により算出され た率	<u>10.63%</u>															